

種苗法の改正について

令和2年12月14日

農業経営発展課

1 趣旨

令和2年12月2日、種苗法の一部を改正する法律が可決され、育成者権の範囲の特例創設に関する改正が令和3年4月に、自家増殖の見直しに関する改正が令和4年4月に施行されることとなった。

2 種苗法の概要

種苗法は、品種育成の振興と種苗の流通の適正化を目的とし、品種登録制度と指定種苗制度を規定している。

(1) 品種登録制度

登録品種	<ul style="list-style-type: none">・育成者が新品種を農林水産省に出願し、登録された品種。・品種登録の日から25年間、永年性作物の場合には30年間、育成者権(特許権等と同様の知的財産権)が発生。・登録品種を種苗業者が増殖し販売する場合は、育成者の許諾が必要で、通常、育成者から許諾料の支払が求められる。
一般品種	<ul style="list-style-type: none">・登録がされていない、または、登録期間を経過した品種。

(2) 指定種苗制度

食用となる植物の種子や苗木等に対し、品種や発芽率、生産地等の表示を義務付けている。

3 改正の概要

(1) 改正の背景

近年、国内で開発された優良品種が他国で増産され、国産農産物の輸出拡大に支障が生じていることなどから、品種登録制度の見直しが行われた。

(2) 主な改正点

① 育成者権の範囲の特例創設

育成者は、登録品種の出願時に、国内利用限定や国内栽培地域限定の条件を付すことができるようになる。なお、条件に反した場合、刑事罰や損害賠償等の対象となる。

② 自家増殖の見直し

育成者が増殖を把握し、海外流出の防止等の措置が可能となるよう、農業者が登録品種を自家増殖する場合には、育成者の許諾が必要となる。

4 想定される本県農業への影響

自家増殖の見直しによる許諾料の支払いが、農業者の新たな負担となることが懸念されているが、広島県で栽培されている登録品種のほとんどが、国や県の研究機関が開発した品種であることから、自家増殖に支払う許諾料が高額になるとは考えにくく、経営への影響は軽微と想定される。

なお、生産されている野菜の多くは、F1品種であることから、自家増殖されることはなく、経営への影響はほとんどないものと考えている。

※ F1品種:異なる品種を交雑した結果、その一世代に限り、優良な品質が安定して得られる品種

(参考) 広島県で栽培されている主な登録品種

稲 きぬむすめ、あきだわら、あきさかり、恋の予感、こいもみじ(広島21号)、千本錦
かんきつ はるみ、せとか、マイルド清見(広島果研11号)、黄宝、イエローベル、瑞季
ぶどう シャインマスカット